

## 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 保険料（税）の減免



新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等で保険料（税）の納付が困難な方の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の減免制度を実施します。  
詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免

#### ◆対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少額が、前年の10分の3以上見込まれる世帯の方(所得要件などがあります。)

#### ◆対象となる期間

令和元年度と令和2年度の保険料（税）のうち令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

#### ◆申請に必要なもの及び申請方法について

※詳細は下記問い合わせ先へお尋ねください。

### 国民年金保険料の免除

#### ◆対象となる方

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方  
※免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。

#### ◆対象となる期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料（令和2年7月分以降の免除は7月から申請できます。）

#### ◆申請に必要なもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ○所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

#### ◆申請方法

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は日本年金機構ホームページからダウンロードができます。  
○申請書の提出先は、市役所または年金事務所です。 ※郵送での手続きも可能です。

### ●問合せ

#### 国民健康保険税について

市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973 / 税務課 住民税係 ☎75-4977

#### 後期高齢者医療保険料について

市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973

#### 介護保険料について

保健課 介護・高齢者支援係 ☎75-4960

#### 国民年金保険料について

市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973 / ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

☆国民年金保険料についての詳細は日本年金機構ホームページでもご確認いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/>